

○敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則

昭和48年12月21日規則第1号

改正

昭和51年4月1日規則第3号
昭和55年3月28日規則第1号
昭和60年4月1日規則第2号
昭和60年12月14日規則第2号の2
平成2年5月19日規則第5号
平成4年6月19日規則第2号
平成10年9月1日規則第4号
平成12年3月29日規則第3号
平成14年8月28日規則第3号
平成15年3月26日規則第1号
平成17年3月30日規則第3号
平成18年3月15日規則第1号
平成17年7月1日規則第6号
平成19年3月20日規則第4号
平成21年5月27日規則第4号
平成24年7月20日規則第1号
平成26年6月30日規則第2号
平成31年3月26日規則第3号
令和元年7月25日規則第4号
令和3年3月25日規則第1号
令和3年3月25日規則第2号
令和5年12月22日規則第11号

敦賀美方消防組合火災予防条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）及び敦賀美方消防組合火災予防条例（昭和45年敦賀美方消防組合条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証票)

第2条 法第4条第2項の規定により、管理者が定める証票は様式第1号とする。

(各種申請及び届出等の手続)

第3条 条例及びこの規則の規定に基づいて、消防長又は消防署長に提出する届出書又は申請書（条例第52条、第53条第2項、第54条の2の規定により提出する届出書又は申請書は除く。）は、2部提出しなければならない。

(必要な知識及び技能を有する者の指定)

第4条 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条、第9条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項第9号（条例第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）並びに第19条第1項第13号の規定により、必要な知識及び技能を有する者として、消防長が別に指定する。

(標識及び掲示板)

第5条 条例第12条第1項第5号（条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）第18条第3号、第24条第2項及び第4項第2号、第32条の2第2項第1号（第34条第3項において準

用する場合を含む。) 並びに第35条第2項第1号の規定により、それぞれ設ける標識の様式は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第32条の2第2項第1号 (条例第34条第3項において準用する場合を含む。) 及び条例第35条第2項第1号の規定により設ける掲示板には、少量危険物 (指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。) にあっては類、品名及び最大数量を、指定可燃物にあっては品名及び最大数量を記載するとともに、少量危険物又は指定可燃物の性状に応じ、それぞれ次の表に掲げる事項を記載するものし、これらの様式は、別表第2に定めるとおりとする。

危険物又は指定可燃物の種類	防火上の記載事項
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物品 (第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの (カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。) をいう。)	禁水
第2類の危険物 (引火性固体を除く。)	火気注意
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火性物品 (第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)、第4類の危険物、第5類の危険物又は指定可燃物のうち可燃性液体類等 (条例第34条第1項に規定する可燃性液体類等をいう。)	火気厳禁
指定可燃物のうち綿花類等 (条例第35条第1項に規定する綿花類等をいう。)	火気注意 整理整とん

3 条例第46条第4号の規定により設け、又は掲げる表示板又は満員札の様式は、別表第3に定めるとおりとする。

(特例の適用申請)

第6条 条例第18条の3、第23条の2、第30条の6、第35条の3又は第41条の2の規定による基準の特例の適用を受けようとする者は、条例第18条の3又は第23条の2の規定による特例の適用にあっては様式第1号の2、条例第30条の6の規定による特例の適用にあっては様式第1号の2の2、条例第35条の3の規定による特例の適用にあっては様式第1号の3、条例第41条の2の規定による特例の適用にあっては様式第1号の4による申請書を消防長に提出しなければならない。

(措置命令等を発した場合の公示の方法)

第6条の2 法第5条第3項 (法第5条の2第2項、第5条の3第5項、第8条第5項 (第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第4項 (第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2の5第4項及び第17条の4第3項において準用する場合を含む。) の標識は、様式第1号の5のとおりとする。

2 省令第1条の管理者が定める方法は、消防本部、消防署及び分署への掲示とする。

(防火対象物の点検基準)

第6条の3 省令第4条の2の6第1項第9号の管理者の定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第9条に規定する火を使用する設備、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具並びに火の使用に関する制限について、条例第3条から第11条の2まで、第19条から第23条まで、第24条及び第27条に規定する基準

(2) 法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いについて、条例第31条から第35条の2までに規定する基準

(3) 法第17条第2項の規定に基づく消防用設備等の技術上の基準について、条例第36条から第41条までに規定する基準 (消防用設備等の機能に係るものと除く。)

(防火対象物点検の特例認定の基準)

第6条の4 省令第4条の2の8第1項第4号の管理者が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第9条に規定する使用に際し、火災の発生のおそれのある設備について、条例第12条から第16条まで及び第18条の2に規定する基準

(2) 前号に掲げるもののほか、消防長が定める基準

(防火対象物点検報告特例認定申請書の記載事項)

第6条の5 省令第4条の2の8第3項第2号の管理者が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 防火対象物の名称、用途及び収容人員に関する事項

(2) 防火対象物の位置、構造、階数及び規模に関する事項

(3) 防火管理に関する事項

(4) 法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、特例認定に必要なものとして消防長が定める事項

(防災管理点検報告特例認定申請書の記載事項)

第6条の6 前条の規定は法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の総務省令で定める事項を記載した書類に関する事項のうち省令第4条の2の8第3項第2号の管理者が定める事項について準用する。この場合において、前条の見出し中「防火対象物点検報告特例認定申請書」とあるのは「防災管理点検報告特例認定申請書」と、同条第1号及び第2号中「防火対象物」とあるのは「防災管理対象物」と、同条第3号中「防火管理」とあるのは「防災管理」と、同条第4号中「法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検報告に関する事項」とあるのは「法第36条第1項において準用する法第8条の2の2の規定に基づく防災管理点検報告に関する事項」と読み替えるものとする。

(火災警報発令基準等)

第7条 法第22条第3項の規定による火災警報は、次の気象条件を備えた場合で管理者が必要と認めたとき発令するものとする。

(1) 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が30パーセント以下で、最大風速が8メートルを超える見込みのとき。

(2) 実効湿度が70パーセント以下、最小湿度が35パーセント以下で、最大風速が12メートルを超える見込みのとき。

(3) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 前項の規定に基づき管理者が発令する場合は、条例第30条第5号に規定する区域について、その都度必要に応じ、管理者が指定するものとする。

(喫煙等の禁止場所の指定及び解除承認)

第7条の2 条例第24条第1項の規定により、喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所は、同項各号に掲げる場所の中から消防長が別に指定する。この場合において、個別に指定を要する場所については、当該指定に係る場所の権限を有する者に通知するものとする。

2 前項の消防長が指定する場所において、業務上等やむを得ず喫煙し、裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む場合の条例第24条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、様式第1号の6による申請書を消防署長に提出しなければならない。

(火災等の通報場所)

第8条 法第24条第1項（法第36条において準用する場合を含む。）の規定による管理者の指定する場所は、消防本部及び分署とする。

(屋外タンク周囲への流出防止)

第9条 条例第32条の4第2項第10号の規定による屋外タンク周囲への流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

(1) タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出口止めが設けられていること。

(2) 前号の流出口止めは、タンクの側板から0.5メートル以上離れていること。

(タンク室以外の部分への流出防止)

第10条 条例第32条の4第2項第10号の規定によるタンク室以外の部分への流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。

(1) タンク室の敷き居を高くする等の流出口止めが設けられていること。

(2) タンク室の床、周囲の壁、敷き居等がコンクリート、モルタル等で造られ、又は覆われていること。

(避難経路図)

第11条 条例第45条の2第1項及び第2項の規定により、備え付け、及び掲出する避難経路図は、次

のとおりとする。

(1) 避難経路図には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 避難施設及び避難器具の設置位置

イ 当該位置から屋外へ通じる2方向以上の避難経路

ウ 宿泊者、入場者その他の利用者に対する火災の伝達方法

エ その他避難に関し必要な事項

(2) 避難経路図の大きさは、条例第45条の2第1項の規定によるものにあっては日本産業規格A4以上と、同条第2項の規定によるものにあっては日本産業規格A3以上とすること。

(3) 第1号イの避難経路は、他の記載事項と容易に識別できるものとすること。

(指定催しに係る防火管理等)

第11条の2 条例第49条の2第3項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定催しの開催場所

(2) 指定催しの名称

(3) 指定催しの開催期間及び開催時間

2 条例第49条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第1号の7によつてしなければならない。

(防火対象物の使用開始届)

第12条 条例第50条の規定による、防火対象物の使用及び使用内容変更の届出は、様式第2号によつてしなければならない。

2 前項の届出書に添えなければならない図面は、次の各号のとおりとする。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 平面図

(4) 立面図

(火を使用する設備等の届出)

第13条 条例第51条の規定による火を使用する設備等の設置及びその変更の届出は、同条第1号から第8号の2までに掲げる設備にあっては様式第3号により設置工事開始の7日前までに、同条第9号から第12号までに掲げる設備にあっては、様式第4号、同条第13号に掲げる設備にあっては様式第5号、同条第14号に掲げる設備にあっては様式第6号により、それぞれ設備工事開始の3日前までにしなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第14条 条例第52条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出は、同条第1号に掲げる行為にあっては様式第7号、同条第2号に掲げる行為にあっては様式第8号、同条第3号に掲げる行為にあっては様式第9号、同条第4号に掲げる行為にあっては様式第10号、同条第5号に掲げる行為にあっては様式第11号、同条第6号に掲げる行為にあっては様式第11号の2により、それぞれ当該行為を行う日の3日前までにしなければならない。ただし、事情やむを得ない場合については、口頭又は電話により届け出ができる。

(指定洞道等の届出)

第14条の2 条例第52条の2の規定による指定洞道等の届出は、様式第11号の3によつてしなければならない。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第15条 条例第53条の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出は、様式第12号によつてしなければならない。

2 条例第53条第2項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いを廃止する場合の届出は、様式第12号の2によつてしなければならない。

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第16条 条例第54条の規定による核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料及び放射性同位元素の貯蔵取扱いについては、様式第13号、毒物等消防長の指定する物質の貯蔵取扱いについては、様式第14号により、それぞれしなければならない。

(試験検査)

第17条 条例第54条の2第1項の規定により危険物又は指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査又は水圧検査を受けようとする者は、様式第15号の申請書に当該タンクの設計書、仕様書等を添えて申請しなければならない。

2 前項の申請に係る検査が終了したときは、様式第16号による検査済証を申請者に交付するものとする。

3 条例第54条の2第2項の規定により、消防用設備等について作動試験、性能試験又は完成検査を受けようとする者は、様式第17号の申請書に、当該検査に係る消防用設備等の設計書及び仕様書を添えて申請しなければならない。

4 前項の申請に係る検査が終了したときは、様式第18号の試験検査結果証明書を申請者に交付するものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第17条の2 条例第54条の2の2第3項の規定による公表の対象となる防火対象物は、令別表第1

(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第54条の2の2第3項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第17条の3 条例第54条の2の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、敦賀美方消防組合ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項
(り災証明)

第18条 条例第54条の3の規定によるり災証明書の交付を受けようとする者は、様式第19号のり災証明書交付申請書を提出しなければならない。

2 前項のり災証明書の交付を受けようとする者が条例第54条の3に規定する火災等にり災した者（この項において「り災者」という。）以外のものであるときは、り災者の委任状又はり災者の代理等として正当に申請できる者であることを証するものを同項の申請書に添付しなければならない。

3 第1項のり災証明書交付申請書が事実と相違ないと認められるときは、様式第20号のり災証明書を申請者に交付するものとする。

(届出の承認)

第19条 第3条の規定に基づいて届出書が提出されたときは、当該届出書の1部に様式第21号に定める届出済の印を押して返付するものとする。

(消防長への委任)

第20条 この規則について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則により届出をなさなければならない事項で、この規則施行前において届出をなし、その後変更しないものについては、この規則により当該届出をなしたものとみなす。

附 則（昭和51年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月28日規則第1号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月14日規則第2号の2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年5月19日規則第5号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成4年6月19日規則第2号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成10年9月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月28日規則第3号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の次に4条を加える改正規定（第6条の2に関する部分を除く。）は、平成15年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号）附則第2項の規定による施行の日前の特例認定については、第6条の4及び第6条の5の規定の例により行うものとする。

附 則（平成17年3月30日規則第3号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定中「第24条第2項及び第4項」を「第24条第2項及び第4項第2号」に改める部分並びに第7条の2及び様式第13号の改正規定は、平成17年4月1日から、第6条の改正規定中「、第23条の2」の次に「、第30条の6」を、「様式第1号の2」の次に「、条例第30条の6による特例の適用にあっては様式第1号の2の2」を加える部分及び様式第1号の2の次に1様式を加える改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月15日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第6号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は公布の日から、第9条及び第10条の改正規定は平成17年12月1日から、第6条の3の改正規定は平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月27日規則第4号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成24年7月20日規則第1号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日規則第2号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第3号）

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日規則第11号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

燃料電池発電設備の標識	300ミリメートル 燃料電池発電設備	地 白色 文字 黒色
変電設備の標識	300ミリメートル 変電設備	地 白色 文字 黒色
急速充電設備の標識	300ミリメートル 急速充電設備	地 白色 文字 黒色
発電設備の標識	300ミリメートル 発電設備	地 白色 文字 黒色
蓄電池設備の標識	300ミリメートル 蓄電池設備	地 白色 文字 黒色
気球所有者の標示の標識	300ミリメートル 第号気球 年月製作 ○○○○ 丁目号番地電話()	地 白色 文字 黒色
禁煙の標識	500ミリメートル 禁 煙 NO SMOKING	地 赤色 文字 白色
裸火使用禁止の標識	500ミリメートル 裸火厳禁	地 赤色 文字 白色
水素ガスを充填する気球を掲揚又は係留する場所への立入禁止の標示の標識	600ミリメートル 立 入 厳 禁	地 赤色 文字 白色
喫煙所の標識	300ミリメートル 喫 煙 所	地 白色 文字 黒色
少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	600ミリメートル以上 少量危険物貯蔵取扱所	地 白色 文字 黒色
危険物品の持込禁止の標識	500ミリメートル 危険物品持込み厳禁	地 赤色 文字 白色

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	300ミリメートル以上 300ミリメートル以上 300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 指定可燃物貯蔵取扱所	地 白色 文字 黒色
移動タンクにより指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている旨の標識	300ミリメートル以上 300ミリメートル以上 300ミリメートル以上	300ミリメートル以上 指 可 燃 定 物	地 黒色 文字 黄色の反射塗料

別表第2（第5条関係）

少量危険物の類、品名及び最大数量を掲示した掲示板	300ミリメートル以上 300ミリメートル以上 300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 第○類 品 名 ○ ○ ○ ○ 最大数量 ○ ○ ○ ○	地 白色 文字 黒色
指定可燃物の品名及び最大数量を掲示した掲示板	300ミリメートル以上 300ミリメートル以上 300ミリメートル以上	600ミリメートル以上 品 名 ○ ○ ○ ○ 最大数量 ○ ○ ○ ○	地 白色 文字 黒色
禁水の掲示板	250ミリメートル以上 250ミリメートル以上 250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 禁 水	地 青色 文字 白色
火気注意の掲示板	250ミリメートル以上 250ミリメートル以上 250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 火 气 注 意	地 赤色 文字 白色
火気厳禁の掲示板	250ミリメートル以上 250ミリメートル以上 250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 火 气 严 禁	地 赤色 文字 白色
火気注意及び整理整とんの掲示板	250ミリメートル以上 250ミリメートル以上 250ミリメートル以上	500ミリメートル以上 火 整 理 整 と ん	地 白色 文字 黒色

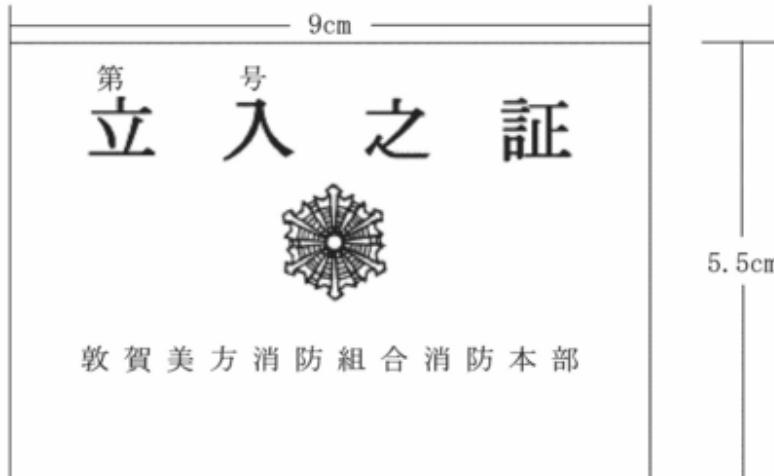
別表第3（第5条関係）

定員の表示板	表 310ミリメートル 定員 [] 名 款質美方消防組合消防本部算定	裏 対象名 年月日 年 月 日 定員内訳 椅子席 名 立席 名
横線及び定員枠 金色 定員枠内の地 白色 上部及び下部の地 白色 「定員」及び「名」の文字 青線で縁取りした白色 中央部の地 赤色		
満員札	500ミリメートル 只今場内満員につき しばらくお待ちください	地 薄水色 文字 濃紺色

様式第1号（第2条関係）

様式第1号(第2条関係)

(表)



(裏)

- 1 本証は、立入検査を実施する場所に携帯すること。
- 2 本証は、いかなる理由があっても他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失又は損傷しないように常に注意すること。

- 1 地色は白色とする
- 2 文字は黒色とする
- 3 消防章は黒ふちとり
金箔色とする

様式第1号の2（第6条関係）

様式第1号の2(第6条関係)

火を使用する設備、器具等特例適用申請書

年　月　日

殿

申請者

住 所

氏 名

防 火 対 象 物	所在地	電話 番		
	名 称		主要用途	
申 請 場 所	用 途		床面積	m ²
	構 造		階 数	
申請する設備 又は器具の種類				
申 請 事 項				
申 請 の 理 由				
設置しようとする 設備又は器具 の概要				
※ 受 付 棚		※ 経 過 棚		

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 設置しようとする設備又は器具の位置、構造等に関する資料を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の2の2（第6条関係）

住宅用防災警報器等特例適用申請書

年 月 日

殿

申請者

住 所

氏 名

防 火 対 象 物	所 在 地	電 話 番	
	名 称	主 要 用 途	
申 請 場 所	用 途	床 面 積	m ²
	構 造	階 数	
申請する住宅用防災警報器等の種類			
申 請 事 項			
申 請 の 理 由			
設 置 し よ う と す る 住 宅 用 防 災 警 報 器 等 の 状 況 又 は 代 替 措 置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 設置しようとする住宅用防災警報器等の状況に関する資料を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の3(第6条関係)

少量危険物
指定可燃物

特例適用申請書

年　月　日				
殿				
申請者 住 所 氏 名				
防 火 対 象 物	所在地		電話 番	
	名 称		主要用途	
貯蔵又は取扱い場所	所在地			
類、品名及び 最 大 数 量	類	品 名	最大貯蔵数量	一日最大取扱 数量
申 請 事 項				
申 請 の 理 由				
貯蔵し、若しくは取扱い しようとする危険物等の 状況又は代替措置				
※ 受付欄			※ 経過欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵し、又は取り扱いしようとする危険物等の状況に関する資料を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の4（第6条関係）

消防用設備等特例適用申請書

年 月 日

殿

申請者
住 所
氏 名

防 火 対 象 物	所在地	電話 番	
	名 称	主要用途	
申 請 場 所	用 途	床 面 積	m ²
	構 造	階 数	
申請する消防用設備等の種類			
申 請 事 項			
申 請 の 理 由			
設置しようとする消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の状況又は代替措置			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 設置しようとする消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の状況に関する資料又は代替措置に関する資料を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の5（第6条の2関係）

消防法による命令の公告

防火対象物(防災管理対象物)の所在地

防火対象物(防災管理対象物)の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物(防災管理対象物)は、消防法に違反しているので、 年 月
日、同法第 条 に基づき、次の事項を命じたものです。

命令事項

年 月 日

敦賀美方消防組合
消防署長

注意

- 1 この標識は、消防法第 条 の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

備考

- 1 公告する者は、当該防火対象物(防災管理対象物)を所轄する消防署長とする。
- 2 大きさは、縦42センチメートル、横29センチメートルから縦72センチメートル、横51センチメートル程度とする。
- 3 色彩は、文字を黒色、地を白色とする。

様式第1号の6(第7条の2関係)

様式第1号の6(第7条の2関係)

喫 煙
裸 火 の 使 用 禁止解除承認申請書
危険物品等の持込み

年	月	日	
殿			
申請者			
住 所			
氏 名			
火災予防条例第24条第1項の規定による禁止行為の解除承認を受けたいので、下記により申請します。			
防火対象物又は場所	所在 地		
	名 称		用 途
	関 係 者 氏 名		
指定場所	階	階の用途	
	屋 内 名 称	場 所 の 用 途	
	構 造	内 部 の 仕 上 げ	
	屋 外		
承認を受けようとする行為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込み	
	期 間		
	理 由		
	内 容		
行為者	住 所		
	職 業		
	氏 名		
防火管理責任者氏名			
消防設備及び特に火災予防上講じた処置			
※ 受 付 棚		※ 経 過 棚	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 承認を受けようとする場所の詳細図及び付近の概要図等を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第1号の7(第11条の2関係)

様式第1号の7（第11条の2関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

		年 月 日	
消防署長			
届出者			
住 所			
(電話番号)			
氏 名			
(法人の場合は、名称及び代表者)			
防火担当者			
住 所			
(電話番号)			
氏 名			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの人出 予想人員		露 店 等 の 数	
使 用 火 気 等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他の必要事項			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第2号（第12条関係）

防火対象物使用(変更)開始届出書

殿	年　月　日				
届出者 住所 氏名					
所在 地					
名 称	主 要 用 途				
建築確認年月日	年　月　日	建築確認番号	第 号		
※消防同意年月日	年　月　日	※消防同意番号	第 号		
工事着手 年 月 日	年　月　日	使用開始 年 月 日	年　月　日 予定		
他の法令による許認可					
敷 地 面 積	m^2	建 築 面 積	m^2	延 面 積	m^2
従 業 員 数	名	収 容 人 員	名	公開時間又は 従 業 時 間	
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要					
その他必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

防 火 対 象 物 棟 別 概 要	用 途			構 造				
	種別 階別	床面積 m^2	用途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
計		m^2						

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「棟別概要追加書」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄は記入しないこと。
- 7 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図(消防用設備等の配置図を含む。)及び立面図を添付すること。

棟別概要追加書

防火対象物棟別概要	用途			構造				
	種別 階別	床面積 m^2	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
計		m^2						

防火対象物棟別概要	用途			構造				
	種別 階別	床面積 m^2	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上必要な施設	
	階							
	階							
	階							
	階							
計		m^2						

様式第3号（第13条関係）

様式第3号(第13条関係)

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年　月　日				
殿				
届出者				
住 所				
氏 名				
防 火 対 象 物	所 在 地	電話 番		
	名 称			主要用途
設置場所	用 途	床 面 積	m^2	消防用設備等又は特殊消防用設備等
	構 造	階 数		
届 出 設 備	設 備 の 種 類			
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日	
	設備の概要			
	使用する燃料・熱源・加工液	種 類	使 用 量	
	安全装置			
取扱責任者の職氏名				
工事施工者	住 所	電話 番		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 階数欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
- 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 当該設備の設計図書等を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号(第13条関係)

様式第4号(第13条関係)

急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備設置届出書
変電設備
蓄電池設備

年　月　日					
殿					
届出者					
住 所					
氏 名					
防 火 対 象 物	所在地	電話 番			
	名 称			用 途	
設 置 場 所	構 造		場 所	床 面 積	
			屋内(階), 屋外	m ²	
消防用設備等 又は特殊消防 用設備等			不燃 区画	有・無	換 気 設 備
届 出 設 備	電 壓	V	全出力又は 蓄電池容量	k W k Wh	
	着工予定		年 月 日	竣工予定	年 月 日
	設置の概要		種 別	キューピクル式(屋内・屋外)・その他	
主任技術者 氏名					
工事施工者	住 所	電話 番			
	氏 名				
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 電圧欄には、変電設備にあっては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
- 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 当該設備の設計図書等を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号(第13条関係)

様式第5号(第13条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

		年　月　日	
殿			
届出者 住 所 氏 名			
防 火 対象物	所 在 地	電話 番	
	名 称	用 途	
届 出 設 備	設 備 容 量		
	着工(予定) 年 月 日	竣工(予定) 年 月 日	
	設 備 の 概 要		
工 事 施 工 者	住 所	電話 番	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 3 当該設備の設計図書等を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号(第13条関係)

様式第6号(第13条関係)

水素ガスを充填する気球の設置届

			年　月　日					
殿			届出者					
			住 所					
			氏 名					
設置請負者	住 所	電話 番						
	氏 名							
看 視 人	氏 名	ほか 名						
設 置 期 間	掲 揚	自 至						
	係 留	自 至						
設 置 目 的								
設置場所	所 在 地							
	地 上 又 は 屋 上 の 別		用 途			立 入 禁 止 の 方 法		
充填又は作業の方法		日 時			場 所			
		方 法			ガス置場			
構 造	氣 球	型	直 径			材 質		
			体 積			厚 さ		
	揚 綱		材 質			太 さ		
	電 飾	電球の定格 電 壓		灯 数			配線方式	直列、並列
		電線の種類				断面積		
	總 重 量			その他 必 要 事 項				
支持方法	掲 揚							
	係 留							
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄					

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号(第14条関係)

様式第7号(第14条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発するおそれのある行為の届出書

殿	年　月　日
届出者 住 所 氏 名	
発 生 予 時	自 至
発 生 場 所	
燃 烧 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消防準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第8号(第14条関係)

様式第8号(第14条関係)

煙火 打上げ届出書
仕掛け

殿	年　月　日	
	届出者 住 所 氏 名	
打上げ 仕掛け 予定日時	自至	
打上げ 仕掛け 場所		
周囲の状況		
煙火の種類及び数量		
目的		
その他必要な事項		
打上げ、仕掛けに直接従事する責任者の氏名		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 その他必要な事項欄には、消火準備の概要、その他参考事項を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

様式第9号(第14条関係)

催 物 開 催 届 出 書

		年　月　日	
殿		届出者 住 所 氏 名	
防 火 対 象 物	所 在 地		
	名 称		本來の用途
使 用 場 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		m^2	
消防用設備等又は特殊消 防 用 設 備 等 の 概 要			
使 用 目 的			
使 用 期 間		開 催 時 間	
收 容 人 員		名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員
防 火 管 理 者 氏 名		責 任 者 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 使用する防火対象物及びその使用場所(消防用設備等又は特殊消防用設備等及び避難管理人員の配置図を含む。)の略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第10号（第14条関係）

水道断水届出書
用排水路減

		年 月 日
殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
断滅水予定日時	自至	
断滅水区域		
工事場所		
理由		
現場責任者氏名		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 断、減水区域の略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号(第14条関係)

道 路 事
道 路 占 用 届 出 書
荷物の搬出

	年 月 日
殿	
届出者	
住 所	
氏 名	
道路工事 道路占用 予定日時 荷物の搬出	
路 線 及 び 箇 所	
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
道路工事 道路占用 内 容 荷物の搬出	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 工事施行区域の略図その他必要図面を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号の2（第14条関係）

様式第11号の2（第14条関係）

露店等の開設届出書

年　月　日			
消防署長 殿			
届出者 住 所 (電話) 氏 名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号の3（第14条の2関係）

指定洞道等設置(変更)届出書

年　月　日

殿

届出者

住 所
氏 名

設 置 者	法 人 の 名 称		電 話	番
	代表者の氏名			
指定洞道等の名称				
設 置 場 所	起 点			
	終 点			
	経 由 地			
その他の必要事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

1 指定洞道等の経路図、設置されている指定洞道等の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な書類を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号（第15条関係）

様式第12号(第15条関係)

少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱

				年　月　日
				殿
				届出者 住 所 氏 名
貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯藏数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法の概要				
貯蔵又は取扱場所の位置構造設備の概要				
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始定期日又は期間				
その他必要な事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。
- 3 当該設備等の設計書、仕様書等を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第12号の2（第15条関係）

様式第12号の2(第15条関係)

少量危険物 貯蔵 廃止届出書
 指定可燃物 取扱

殿	年　月　日		
	届出者 住 所 (電話 番) 氏 名		
貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地		
	名 称		
類、品名及び最大数量	類	品 名	最大貯藏数量
貯蔵又は取扱いの届出年月日 及び受理番号			
廃止年月日			
廃止の理由			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第13号（第16条関係）

核 燃 料 物 質
放射性同位元素

貯蔵取扱届出書

	年 月 日		
殿			
	届出者		
	住 所	(電話番)	
	氏 名		
貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地		
	名 称		
種類及び最大数量	種 類	最 大 貯 蔵 数 量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱方法の概要			
消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要			
消防設備等の概要			
貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間			
その他必要な事項	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 条の規定による文部科学大臣の許可は 年 月 日付けで受けている。		
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵又は取扱場所の見取図を添付すること。
- 3 当該設備等の設計書、仕様書等を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第14号(第16条関係)

毒物等(消防長指定物質)の貯蔵取扱届出書

殿	年　月　日	
	届出者 住 所 氏 名	
貯蔵又は取扱いの場所	所 在 地	
	名 称	
貯 藏 取 扱 責 任 者		
事 業 の 概 要		
貯蔵・取扱いの状況	開 始 年 月 日	年 月 日
	品 名	
	最 大 数 量	
	位 置	
	構造設備の概要	
	方 法 の 概 要	
そ の 他		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵取扱場所の見取図を添付すること。
- 3 当該設備等の設計書、仕様書等を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第15号(第17条関係)

危険物 タンク検査申請書
指定可燃物

年　月　日			
殿			
申請者 住 所 氏 名			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
水張又は水圧検査の別			
タンクの最大常用圧力			
タンクの 構 造	形 状		
	寸 法		
材質記号 及び板厚			
製造者及び製造年月日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		検査年月日 年 月 日 検査番号 第 号	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 当該タンクの設計書、仕様書等を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

タンク検査済証	
検査圧力	ミリメートル
検査番号	
検査年月日	
敦賀美方消防組合消防本部	
— 70ミリメートル —	

ミリメートル
50

備考 1 このタンク検査済証は、金属板とすること。

2 このタンク検査済証は、タンクの見やすい箇所に取り付けること。

消防用設備等の試験・検査申請書

		年　月　日		
敦賀美方消防組合 消防署長　　殿		申請者 住 所 氏 名		
検査対象物	所在地			
	名称			
申請の目的				
試験・検査の申請内容	種目	消防用設備		
		単位数	件　台　個	その他必要事項
	部位	設置面積	m^2	
		動力源		
		放出方式		
		警戒区域	警戒区域	
工事の施行者	所在地			
	名称 氏名			
	消防設備士			
試験検査希望月日	年　月　日		時から	
※受付欄		※経過欄	※手数料欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 当該検査に係る消防用設備等の設計書、仕様書等を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第18号（第17条関係）

様式第18号(第17条関係)

消防用設備等の試験・検査結果証明書

署第 号
年 月 日

殿

敦賀美方消防組合
消防署長

印

火災予防条例第54条の2第2項の規定に基づき依頼を受けた試験、検査の結果を下記のとおり証明する。

試 驗 ・ 檢 查	年 月 日	年 月 日
	項 目	
	種 目	
	申 請 数	
結 果		
判 定		
担当者名		

様式第19号（第18条関係）

り災 証明 書 交付 申 請 書

年 月 日

敦賀美方消防組合
殿住 所 _____
申請者 _____
氏 名 _____のため必要がありますので
証明願います。

1 り災日時	年 月 日 時 分 ころ
2 り災場所	
3 り災物件	
4 提出先	
5 必要部数	部
※ 受付欄	※ 手数料欄

り 災 証 明 書	
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____	
証 明 内 容	1 り災日時 年 月 日 時 分 ころ
	2 り災場所
	3 り災物件
	4 り災程度
	上記のとおり証明します。
年 月 日	
敦賀美方消防組合 印	

